

令和6年度 中古農業機械査定士の資格更新手続き

令和6年11月
日本農業機械化協会

中古農業機械査定士制度運営規程第15条ならびに中古農業機械査定士制度運営規程細則第8条に定める資格更新はこの手続きにより行います。

1. 対象者：

中古農業機械査定士証の有効期限が令和7年3月31日の中古農業機械査定士

【第3期（平成27年8月）第4期（平成28年1月）第9期（平成30年8月）第10期（平成31年2月）第15期（令和3年8月）第16期（令和4年2月）の試験により資格を取得した査定士】

2. 更新要件：

査定方法に重大な変更はないことから資格更新講習会は開催しません。

ただし、中古農業機械および農作業安全等にかかわる情勢変化に伴い中古査定士講習テキストの改訂が行われたことから、変更点を中心に改訂版（第7版）テキストの自習を行うことを要件とします。

3. テキストの自習：

(1) テキスト（第7版）は日本農業機械化協会ホームページの中古査定士専用コーナーに掲載していますので、ID・パスワードにより各自アクセスし自習してください。

（ID・パスワードは査定士証交付時に連絡済みです。不明の場合は、末尾の松澤までemailにて問合せください。）

別紙「資格更新申請書」にはテキスト自習確認欄がありますので、自習後、にチェックを入れて申請してください。

(2) 査定士の自習用として「テキスト自習のポイント」を中古査定士専用コーナーに掲載しています。これを参考にテキストの変更部分を自習してください。

(3) 製本のテキストを希望される場合は、2,200円（税込）（送料別）で販売します。

4. 申請に必要な書類：

(1) 申請者全員対象

・資格更新申請書（別紙）

※協会ホームページの中古農機査定士コーナーからWordファイルをダウンロード可能です。

（Eメールに添付して申請する場合はWordかPDFで、ファイル名を県名・氏名・登録番号として下さい。）

・顔写真1枚（縦4cm×横3cm、6ヶ月以内撮影のもの）

別紙顔写真用紙に県名・氏名・登録番号を記入し、写真を貼り付け、必要事項を記入してください。

（Eメールに添付して申請する場合はWordファイルの該当ページに写真データを貼り付けて下さい。）

- (2) 第15期、16期の検定試験時に自動車整備士資格にて取得した場合、更新には農業機械整備技能士資格取得が必要です。対象者は農業機械整備技能士資格を証する書類（「合格証書」または「技能士手帳」等の写し）を添付ください。

5. 申請書提出方法：

郵送またはEメールで日本農業機械化協会に提出してください。

郵送先：〒104-0033 東京都中央区新川2-6-16 馬事畜産会館6階

一般社団法人 日本農業機械化協会

(封筒に「中古査定士更新書類」と記入下さい。)

Eメールアドレス：sateishi@nitinoki.or.jp

(メールの件名を「県名・氏名・資格更新」として下さい。)

6. 申請書提出期限：令和7年1月31日（金）

7. 更新料の納入：

- (1) 金額；1人当たり3,300円（税込み）
- (2) 時期・方法；別添の請求書にもとづき令和7年2月28日までに下記日本農業機械化協会口座に振り込みをお願いします。
- (3) 振込口座；三菱UFJ銀行 神田支店 普通預金0000499
口座名 シヤ)ニホンノウギョウキカイクョウカイ
一般社団法人 日本農業機械化協会
(振込手数料はご負担をお願いします。)

8. 新査定士証発行日：令和7年4月1日

(資格更新申請書受理の連絡は、新査定士証の発行をもって行うものとします。)

【その他参考】

中古査定士の査定業務を支援するため、日本農業機械化協会ホームページに以下を掲載していますので活用ください。(中古査定士限定、ID・パスワード必要)

- (1) 協会ホームページの中古査定士専用コーナー

主な掲載内容

- ・中古査定ハンドブック（令和6年度版。経年減価係数、アワード増減係数等掲載）
- ・中古査定講習テキスト（第7版）
- ・中古査定エクセルシステム（スマホ・タブレット版、庭先査定用）

- (2) 新車時希望小売価格検索システム

中古査定時の初期販売価格推定用として、新車時のメーカー希望小売価格を検索できるシステム。対象は3機種とし、トラクターは過去約30年分、乗用田植機・コンバインは過去20年分を掲載。

以上

本件問い合わせ先（担当：松澤）

e-mail：matsuzawa@nitinoki.or.jp

TEL：03-3297-5640、FAX：03-3297-5639